

令和2年度
事業計画

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

令和2年度社会福祉法人宮古市社会福祉協議会事業計画

宮古市社会福祉協議会基本方針

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します !!

宮古市社会福祉協議会は、自分たちが暮らす地域で福祉活動を推進するため、住民自らの行動を柱に地域における生活環境等を考慮しながら、地域の自主性や主体性に基づき“誰もが安心して暮らせる地域づくり”に地域住民等と相互に協力して取り組みます。

重 点 目 標

【中期経営計画の策定】=継続

- 岩手県社会福祉協議会が主導して取り組む、「県内全市町村社協中長期経営計画の策定」について、宮古市社会福祉協議会においても、「中期経営計画」の策定を進めます。
 - 策定に係る検討・協議期間…令和元年度(2019)～令和4年度(2022)
 - ※令和2年度から令和4年度までの3年間で、向こう5年間の経営計画を策定
 - ※実行期間は令和5年度(2023)～令和9年度(2027)
 - 進め方については、岩手県社協市町村社協部会「中長期経営計画策定推進委員会」の方針と進捗状況に合わせて進める形
 - 令和元年度から令和2年度は、ガイドライン(計画策定マニュアル)中間報告及び計画策定マニュアルの完成
 - 計画策定マニュアルに基づき、10年先を見据えて当面5年間の計画を策定、「財務管理・財務分析」を盛り込む方向
- 宮古市社協における経営計画策定の検討・協議等方針
 - 役員(理事・監事)で組織する「宮古市社会福祉協議会中期経営計画策定委員会(仮称)」の設置➤令和2年度から令和4年度
 - 職員で組織する「中期経営計画原案策定職員会議(仮称)」の設置➤令和2年度から令和4年度
 - 経営に関する役員・職員対象の研修会開催➤令和元年度から令和3年度
 - 役員及び幹部職員対象のトップセミナー受講➤令和2年度から令和4年度

【地域福祉活動計画の推進】=継続

- 地域福祉の向上を目指し、誰もが安心して暮らすことができるよう相談機能の充実と生活支援活動等により、地域住民と協働し住みよい地域づくりを推進します。
 - 第1期宮古市地域福祉活動計画[平成27年度(2015)から令和2年度(2020)]の評価
 - 第2期宮古市地域福祉活動計画[令和3年度(2021)から令和7年度(2025)]の策定
 - 「宮古市地域福祉計画」に連動する形で「第2期宮古市地域福祉活動計画」を策定

- 「地域福祉活動計画の基本目標」 ➡福祉の学びと人材育成・安心の地域づくり・活動基盤の整備・相談機能の充実・生活課題を抱える方への対応・新しいニーズへの取り組み

【地域貢献活動】=継続

- 福祉サービス提供の担い手として培った技術等を活かし、日常生活において支援を必要とする住民の支援活動に取り組みます。また、地域主体のサロンやほっとほ一む、介護予防教室など、コミュニティーの形成に向けた活動支援に努めます。
 - ➡地域資源と連携した地域貢献活動
 - ➡震災・災害被災者生活支援活動

【障がい者・高齢者等支援の充実】=継続

- 障害・介護サービス提供事業として実施する障がい児・障がい者・高齢者に対しては、利用者の尊厳を保持し、有する能力に応じて自立した生活ができるよう、福祉関係団体や幅広い分野の活動主体と連携し、障がい者や高齢者を支える活動を継続して行います。また、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防支援活動に取り組みます。
 - ➡障害福祉サービス事業…居宅介護・生活介護・特定・障害児相談支援・児童発達支援
 - ➡介護保険事業…居宅介護支援・介護予防日常生活支援・通所介護・訪問介護他

【生活支援の取り組み】=継続

- 日常生活をおくるうえで抱える生きづらさの解消や生活の充実が図られるよう、地域住民や行政機関、関係団体等と連携し支援に取り組みます。
 - ➡宮古市生活困窮者自立支援事業の受託業務(くらしネットみやこ相談室)
 - 社会的役割や居場所づくりに向けて、社会福祉法人、企業、市民への働きかけ
 - 行政、関係機関、団体等と連携した支援の実施
 - 子どもの貧困連鎖解消、孤立防止に向けた取り組み
 - ◆自立相談支援・家計相談支援・就労準備支援・就労支援・学習支援・食糧支援・こども食堂

【地域生活課題解消対応】=継続・新規

- 生活課題を抱えていながら相談につながらない住民に対し、支援関係機関等と連携し 包括的な支援体制の整備を図りながら、地域生活課題の解消に取り組みます。
 - ➡宮古市地域包括支援センターの受託
 - 継続➢たろう・にいさと・かわい・みやこ河南・みやこ西部・みやこ南部 6 地域包括…各中学校区単位に設置
 - 新規➢みやこ北部・みやこ中央 2 地域包括…各中学校区単位に設置
 - 既存設置 6 地域と令和 2 年度新規受託 2 地域と合わせて 8 地域に設置
 - 主な業務…総合相談支援・権利擁護・介護予防支援・地域包括連絡会の開催
 - ➡宮古市生活支援体制整備事業の受託(生活支援コーディネーターの配置)

- 継続▶第1層…市内全域
 - ▶第2層…田老一中・新里中・川井中・河南中・津軽石中…5圏域に設置
- 新規▶第2層…花輪中・宮古西中・重茂中・第二中・崎山中・第一中…6圏域に設置
- 既存設置2圏域と令和2年度受託6圏域と合わせて11生活圏域に設置
- 主な業務…高齢者の生活支援・サービス資源の開発・サービス提供主体間のネットワーク構築・高齢者のニーズへの対応・協議体の設置

【組織の役割と経営安定の取り組み】=継続

- 社会福祉法人としての公益的な役割と収益的な事業活動について、制度改革や地域のサービス環境の変化等に対応しながら、組織活動の活性化と持続可能な経営が図られるよう取り組みます。
 - 公益事業及び受託事業、収益事業における業務の適正化と収益の確保
 - ▶受託事業の確保
 - ▶事業量及び業務量に見合う職員配置
 - 地域包括支援及び生活支援体制を整え、地域共生社会の実現に向けて取り組むため、事業・業務の見直しと事務機構の改編を進めます。
 - ▶事業及び業務の見直し
 - ▶課・係の改編と適正な人員配置
 - 経営の健全化に向けた事業の見直しや業務改善に努めるとともに、地域福祉活動を推進するための財源として行政支援の要望を検討
 - ▶宮古市保健福祉部との協議▶令和2年度において協議することで調整済み
 - ▶宮古市議会教育民生常任委員会委員との意見交換▶令和2年度も継続開催予定

令和2年度事業(廃止・休止・新規)の動向

1 廃止事業

(1) 宮古市藤原学童の家受託業務

- 平成19年4月に宮古市から管理運営を受託し業務に当たってきたところですが、「磯鶏小学校と統合」することとなったことから、藤原学童の家は令和2年3月31日で廃止となります。
 - 1) 受託期間…平成19年4月1日～令和2年3月31日まで13年間
 - 2) 開所日数…3,715日
 - 3) 実人数…2,876人
 - 4) 述べ利用者数…46,206人(令和2年1月末現在)
 - 5) 委託料…5,735,000円/年額(令和元年度)
 - 6) 配置職員…3人(正規保育士1人・パート2人)

(2) 清寿荘総合相談支援センター受託業務

- 平成 12 年 4 月から清寿荘在宅介護支援センターの相談支援業務として、また、平成 17 年 11 月の社協合併に伴い、清寿荘総合相談支援センターとして宮古市から受託し業務にあたってきましたが、令和元年 11 月 1 日に「みやこ南部地域包括支援センター」が設置されたことに伴い、地域包括が相談機能を有することから、令和元年 10 月 31 日をもって廃止となりました。
- 1) 受託期間…平成 12 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 31 日まで 18 年 7 月間
 - 2) 委託料…1,925,000 円／令和元年 4 月から 10 月まで 7 カ月
 - 3) 配置職員…1 人(生活相談員)

2 休止事業

(1) 田代児童館受託業務

- 平成 14 年 4 月に宮古市から受託し運営してきたところですが、通所する未就学児が年々減少し、令和元年度には 0 人となり以後休止状態となっています。このような状況は今後も続くことが想定され、宮古市子ども課の方針に沿う形で指定管理の受託が終了する令和 2 年度末までの間休止されるものです。ただし、小学生を対象とした学童保育は継続となります。
- 1) 休止期間…令和元年度～令和 2 年度(令和 3 年 3 月 31 日)
 - 2) 委託料…15,825,000 円／年額(休止含む学童保育分)
 - 3) 配置職員…2 人(正規保育士)

3 新規事業

(1) 宮古市地域包括支援センター設置運営受託業務

- 平成 29 年度より設置を進めている宮古市地域包括支援センターは、これまで「かわい・たろう・にいさと・みやこ河南・みやこ西部・みやこ南部」の 6 地域 8 中学校区に設置し受託運営を継続しています。
- 令和 2 年度においては、令和元年度に設置を延期した「みやこ北部・みやこ中央」地域の 2 地域・3 中学校区において受託運営を目指して取り組みます。
- 課題は配置する専門職の確保であることから、応募採用の推移を見ながら設置の実現に努めます。
- 1 設置受託時期及び人員配置等
 - 1) みやこ北部地域包括支援センター(第二中・崎山中学校区)…令和 2 年 4 月開設(予定)
 - ・配置職種等…保健師又は看護師 1 人、主任介護支援専門員又は社会福祉士 1 人 計 2 人
 - ・対象高齢者数…2,721 人
 - 2) みやこ中央地域包括支援センター(第一中学校区)…令和 2 年 4 月開設(予定)
 - ・配置職種等…保健師又は看護師 1 人、主任介護支援専門員 1 人、社会福祉士 1 人 計 3 人
 - ・対象高齢者数…4,445 人
 - 2 事業費予算(概算)

委託料見積額 27,423 千円(人件費比率 78.4%)

 - ①人件費 21,506 千円(法定福利費含む 5 人分)
 - ②事業費 1,064 千円(車輛費、諸謝金等)
 - ③事務費 4,853 千円(消耗品、備品費、賃借料、光熱水費等)

■参考＜地域包括支援センター：職種別配置人員及び委託料人件費＞

令和2年度(新規)地域包括			
地	域	職種別配置人員	委託料(概算)
みやこ北部地域包括支援センター	※拠点…佐原又は崎山のうち1地区予定	保健師又は看護師 1人 主任介護支援専門員又は社会福祉士 1人	8,680千円
みやこ中央地域包括支援センター	※拠点…宮町又は栄町、和見町、保久田、末広町のうち1地区予定	保健師又は看護師 1人 主任介護支援専門員 1人 社会福祉士 1人	12,826千円
合	計	5人	21,506千円

(2) 宮古市生活支援体制整備事業受託業務

○平成30年10月に宮古市から受託し業務にあっている宮古市生活支援体制整備事業は、これまで市全圏域を担当する第1層と各中学校生活圏域を担当する第2層コーディネーターを、田老第一中・新里中・川井中・河南中・津軽石中学校圏域に配置して、地域住民からの相談や生活課題に対応しています。

○しかしながら、人材不足で職員の確保が困難なことから、地域包括支援センターを設置した地域に、生活支援コーディネーターを配置することが出来ず、役割を果たすことが出来ていない地域もあり、その地域を含めて令和2年度新規の取り組みとして体制を整えるよう努めます。

○多様な事業主体との協議・連携の場として必要な協議体の設置については、宮古市の方針に沿って対応します。

1 人員配置等

階 層	拠点施設(場所)	日常生活圏域等	配置人員	開設時期及び委託料
第2階層	みやこ南部地域 ※拠点…地域包括と同じ	重茂中学校区	1人	令和2年4月(予定) 3,181千円
	みやこ西部地域 ※拠点…地域包括と同じ	花輪中学校区	1人	令和2年4月(予定)
		宮古西中学校区	1人	6,362千円
	みやこ北部地域 ※拠点…地域包括と同じ	第二中学校区	1人	令和2年4月(予定)
		崎山中学校区	1人	6,362千円
みやこ中央地域 ※拠点…地域包括と同じ	第一中学校区	1人	令和2年4月(予定) 3,181千円	
	合 計	6中学校区	6人	19,806千円

2 事業費予算(概算)

委託料見積額 21,856千円(人件費比率90.6%)

①人件費 19,806千円(第2層4拠点6中学校圏域6人)

②事業費 400千円(車輻費、諸謝金等)

③事務費 1,650千円(消耗品、備品費、賃借料、光熱水費等)

(3) 第1号介護予防支援(総合事業)及び指定介護予防支援事業に関する業務受託

○各地域包括支援センター受託業務の中で行う表記業務委託については、地域包括支援センター直営又は指定居宅介護支援事業所に委託して実施することができることから、委託して実施する場合の委託料を次のとおり定める。

○指定介護予防支援事業(介護保険事業)については、事業所指定申請を行い運営規程を制定して行う。

1) 第1号介護予防支援業務(市町村総合事業)

■介護予防ケアマネジメント

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、要介護状態等にならないための予防又は要支援状態の軽減、悪化の防止及び生きがいや自己実現のための取組を支援し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援すること。

◇業務内容 ・契約締結・ケアプランの作成・サービス担当者会議の開催・モニタリング及び評価・委託料の請求

◇委託料 1件当たり4,390円

介護予防マネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託している場合の利用者分については、次の額を委託先事業所に支払う。

・介護予防マネジメント費相当額である4,390円に100分の90を乗じた額3,951円

2) 指定介護予防支援業務(介護保険事業)

■予防給付に関するマネジメント

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護サービスが確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うこと。また指定介護予防支援を実施するために、介護保険法第115条の46の規定に基づき設置する地域包括支援センターの指定及び生活保護法第54条の2第1号に基づく介護機関の指定を受けること。

◇業務内容 ・契約締結・アセスメント・介護予防サービス原案の作成・サービス担当者会議の開催・介護予防サービス計画書の交付・サービス提供・モニタリング・評価・給付管理・介護報酬の請求

◇委託料 1件当たり4,390円

指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している場合の利用者分については、次の額を委託先事業所に支払う。

・介護予防サービス計画費相当額である4,390円に100分の90を乗じた額3,951円

3) 指定介護予防支援業務を受託することに伴う「指定介護予防支援事業所運営規定」の制定及び指定申請については、決裁でこれを行うものとする。